

山形県産品愛用運動シンボルマーク・キャッチフレーズ使用管理要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、山形県産品愛用運動シンボルマーク及びキャッチフレーズ（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 シンボルマーク等の使用により、県産品（県内工場で生産された製品をいう。以下同じ。）並びに県産品製造企業（「山形県産品愛用運動推進協議会ホームページ規約」第3条に規定する企業をいう。以下同じ。）や協力店（「山形県産品愛用運動協力店設置事業実施要領」第2条に規定する販売店をいう。以下同じ。）のPRを図り、県産品の愛用を促進するとともに、山形県、本県商工観光業及び県産品のイメージアップに資するものである。

(シンボルマーク及びキャッチフレーズ)

- 第2条 シンボルマーク等は、別記のとおりとする。
- 2 シンボルマークとキャッチフレーズは一緒に使用することを基本とする。
- 3 シンボルマークの色は別記のCMYKを基本とするが、グレースケールや白黒での使用も可能とする。
- 4 キャッチフレーズは、文字の書体、サイズ、色は指定しないものとする。

(用途)

- 第3条 シンボルマーク等の用途は、次に掲げるものとする。
- (1) 県産品であることの表示に使用するとき。
- (2) 県産品の製造又は販売についてのPRをするとき。
- (3) 県産品愛用運動の普及啓発を行うとき。
- (4) 各号で規定するもののほか、山形県産品愛用運動推進協議会（以下「協議会」という。）が必要と認めるものに使用するとき。

(使用の承認)

- 第4条 シンボルマーク等を使用するときは、協議会に第6条の規定による申込を行い、その承認を受けなければならない。

(製造又は販売における使用する者の範囲)

- 第5条 シンボルマーク等を使用とする者（以下「申込者」という。）は、山形県産品愛用運動に示されている基本理念の意義を尊重、遵守し、次のいずれかの要件を満たすものとする。
- (1) 県産品製造企業に登録していること。
- (2) 協力店に登録していること。
- (3) 各号で規定するもののほか、協議会が別に定めるもの。

(製造又は販売における使用申込等)

- 第6条 申込者は、山形県産品愛用運動シンボルマーク・キャッチフレーズ使用申込書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。
- 2 協議会は、前項の申込み内容が適当と認められる場合は、これを承認し、山形県産品愛用運動シンボルマーク・キャッチフレーズ使用承認証（様式第2号）を交付する。

(使用)

第7条 前条により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、無償でシンボルマーク等を使用できるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 シンボルマーク等を使用した県産品、資材、媒体等に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任の下に、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、協議会はその責を負わないものとする。

(調査及び指示)

第9条 協議会若しくは協議会の指定する者は、申込者又は使用者に対し、その申込又は使用するシンボルマーク等に関する必要な範囲において、書類、県産品、資材、媒体等を閲覧し、若しくは提出を求め、若しくは立入り等の調査を行い、又は指示することができるものとする。

(使用承認の取り消し)

第10条 協議会は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用権限を取り消し、その結果を公表することができる。

- (1) 県産品製造企業又は協力店の登録を廃止したとき。
- (2) シンボルマーク等を不正に使用したとき。
- (3) シンボルマーク等を使用者の固有のものと誤解を与えるような使用をしたとき。
- (4) 県産品の製造、販売等に際して、信用を損なう行為により、シンボルマーク等のイメージを失墜させたとき。
- (5) 第8条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (6) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (7) その他協議会の事業目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により使用の承認が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取り消しによって直接又は間接に生じた損失を協議会に請求する事がない。

(その他)

第11条 シンボルマーク等の使用をもって、協議会がその製品や県産品製造企業に対し、認定、許可、認可、推薦、推奨、後援その他の資格や品質保証を与えるものではない。

2 シンボルマーク等を使用するときは、消費者に誤解を与えることのないよう努めるものとする。

3 シンボルマーク等の使用をきっかけに発生した受発注等の取引については、当事者同士が行うものとし、協議会は何ら関与するものではない。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、協議会が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 記)

《シンボルマーク》



- ①輪郭（緑色）：C65%+M0%+Y100%+K0%
②ハート（赤色）：C0%+M100%+Y40%+K0%
③頬（桃色）：C0%+M45%+Y30%+0%
④目・口（黒色）：C0%+M0%+Y0%+K100%
⑤文字《やまがた》（青色）：C:80%+M60%+Y0%+K0%
⑥顔の中（白色）：C0%+M0%+Y0%+K0%

《キャッチフレーズ》

いいよね！
やっぱり 県産品

(様式第1号)

山形県産品愛用運動シンボルマーク・キャッチフレーズ使用申込書

令和 年 月 日

山形県産品愛用運動推進協議会会長 殿

申込者

〒

住 所：

名 称：

代表者名：

電話番号：

FAX番号：

連絡者名：

山形県産品愛用運動シンボルマーク・キャッチフレーズ使用管理要綱第6条の規定により
申込みます。

記

1. 使用する用途（該当するものに○を記載）

①県産品であることの表示

（包装、POP、県産品コーナーへの表示等）

②県産品の製造又は販売についてのPRをするとき

（チラシへの表示、販売促進のためのPR資材への表示等）

③県産品愛用運動の普及啓発を行うとき

④その他（具体的に記載）